平成２４年（フ）第１３３号
山口県大島郡周防大島町大字久賀7127番地１、住民票上の住所山口県大島郡周防大島町大字久賀7127番地５
債務者　木寺　伯子
１　決定年月日時　平成25年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１３４号
山口県大島郡周防大島町大字久賀7127番地１、住民票上の住所山口県大島郡周防大島町大字久賀7127番地５
債務者　木寺　克典
１　決定年月日時　平成25年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第１号
山口県熊毛郡田布施町中央南10番地５　エトワール・ド・スリーゼＢ棟102号
債務者　廣下　英明
１　決定年月日時　平成25年１月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第２５０９号
名古屋市東区大幸２丁目６番２号　第二幸荘204号
債務者　渡邉　眞澄
１　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５２９号
名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号　笹島寮、従前の住所名古屋市中村区烏森町３丁目56番地の１　光洋ビル325号
債務者　佐藤　博文
１　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６号
北九州市小倉北区金田１丁目１番２―708号
債務者　讃岐うどん古奈やこと　池元　　修
１　決定年月日時　平成25年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２８２号
神奈川県横須賀市大矢部２丁目７番18号　メゾンパークス103
債務者　椙山　房明
１　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２８５号
神奈川県三浦市三崎１丁目５番７号　吉田ビル
債務者　池田　　学
１　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２９３号
神奈川県横須賀市大矢部５丁目４番６号
債務者　芋谷美由起
１　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２９６号
神奈川県横須賀市坂本町６丁目31番地
債務者　岡部いく代
１　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第３号
青森県西津軽郡深浦町大字深浦字中沢２番地
債務者　菊地　洋介
１　決定年月日時　平成25年１月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
山口県光市浅江７丁目19番16号、前住所山口県下松市潮音町３丁目８番33号
債務者　邑上　　忠
１　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１３３号
山口県周南市大字徳山8405番地　きさんの里
債務者　福原　康員
１　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第３号
山口県防府市大字田島676番地の１　メゾン華陽Ａ棟102
債務者　神谷　信人
１　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１８５０号
東京都世田谷区船橋１丁目35―23―101
債務者　林　千惠子
１　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月21日午後４時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０２７号
東京都大田区池上８丁目２―７―201
債務者　斉藤　淳子
１　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月21日午後４時　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５２０号
東京都江東区塩浜２丁目10―３―201
債務者　原澤　康嗣
１　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月21日午後４時　東京地方裁判所民事第20部